

## (令和5年度) 第2回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和5年7月14日(金)14時00分～16時00分

2 場 所 総務省 地下1階2号館共用会議室

3 出席者 林座長、石田委員、井上委員、江口委員、小畑委員、加藤委員、  
          神山委員、小西委員、齊藤委員、坂巻委員、長谷川委員、平井委員

### 4 議事次第

(1) 開会

(2) 個人住民税における現年課税化について

－フランスにおける所得税の現年課税化について－ (小西委員)

(3) 個人住民税に関する報告事項

(4) 閉会

### 5 議事の経過

- 議題「個人住民税における現年課税化について－フランスにおける所得税の現年課税化について－」に関して、小西委員からの発表の後、意見交換が行われた。
- 個人住民税に関する報告事項に関して、総務省からの説明の後、意見交換が行われた。

(「個人住民税における現年課税化について－フランスにおける所得税の現年課税化について－」に関する主な意見等)

- フランスにおける現年課税化について
  - ・ 納税者の理解を得るということに重きを置いて進められたとの印象を抱いた。
  - ・ フランスでは納税に関してDGF i Pが管理しており、個人の情報を企業に伝える必要はないなど企業の負担が増えないこと、これを日本でも適用できるかどうか非常に気になった。
  - ・ 企業は源泉徴収をするけれども年末調整はしないというところが、新たな発見となった。
  - ・ フランスの制度は、正確な意味での申告納税制度ではなく、国が課税するために必要な情報は申告し、最終的に国が税額を決定するというドイ

ツの法人税と同じような性格なのではないか。

- ・ 年末調整のような制度がないと、正確な金額は申告に頼ることになるが、フランスでは申告の習慣が既に根付いているということで理解をした。
- ・ フランスで分離課税になっている部分が、いわゆる日本の分離課税とほとんど同じだと思われる。その中で、特にキャピタル・ゲインの申告自体が選択制になっていること、キャピタル・ゲインを含めて分離課税がされていることについては、日本と似ていると感じた。
- ・ フランスでは、概算で徴収して後日に還付しているが、日本において概算での徴収はどこまで受け入れられるかが課題か。現年課税化の方法について様々な議論があることを納税者に広く知ってもらう必要がある。

#### ○ 切替え年度について

- ・ 非課税の年度ができると、同族会社などではその年度にボーナスを1億円ぐらい乗せてしまうということもできてしまうので、問題がある。また、減価償却資産を計上すべき年が後ろに遅れてしまう場合や欠損金がたくさん出てしまった場合に税額から控除できないなど、そういった問題も議論をしないとイケない。
- ・ 納付が重複する年の調整方法として、前年分の税額を税額控除するという方法があること、また、給付付税額控除という選択肢もあること、がわかった。
- ・ 所得をいつ発生させるかを自分で決められる者の所得をどうするかということが最大の論点か。また、一律で非課税とするのではなく、一部の所得については前年所得に対する課税方式を残すといった方法もあるのではないか。

(「個人住民税に関する報告事項」に関する主な意見等)

#### ○ 扶養情報把握に係る情報連携について

- ・ 確定申告書や給与支払報告書等にマイナンバーが100%記載されていない中で、マイナンバーをどのように捕捉していくか。住民税には、住民登録外者への課税があり、こういった方のマイナンバーを把握することは、中々難しいと思う。
- ・ 二重扶養の状況を把握するためには、説明いただいた仕組みはあった方が良く、どちら側の扶養になるのかについても一定の基準があった方が良く、ただし、様々な理由で重複扶養となっているケース、例えば、DVの加害者や被害者の場合など、そういう情報をどこまで明らかにして良いのかという問題があるため、100%うまくいくというのはない

だろう。

- 二重扶養の状況が判明し、そのどちらかの扶養者に対して、改めて税金を納めるよう手続を別途取る必要があると思うが、そういうプロセスはどうなっているのか。また、地方税で二重扶養が生じているということは、所得税のほうでも二重扶養となっているのではないかと思うが、その場合、国税側から地方税側に情報の共有があるのか。  
→ 地方団体が、誰かの扶養を外した場合に、扶養是正情報として税務署に提供している。
- 二重扶養が是正されるまでの間は、調査中の内容についても、情報連携できると良いのではないかと思う。
- マイナンバーを付さないと扶養控除の対象にしない、又はマイナンバーを付せば扶養控除の対象になるという形にしないと、マイナンバーを記載してもらえないのではないか。
- 先程のフランスの例では家族の状況等を自分で登録する話があったが、自分で登録するインセンティブが強いという点は見習えるところがある。
- 住民登録外の納税者について、住民登録地以外でサービスを受けようとすると給付行政を受けられないといったペナルティーがあれば、納税者は住民登録を動かし、納税者を追うことができるようになるのではないか。
- この扶養情報把握に係る情報連携については大賛成。例えば、マイナンバーが入っていないシステムから、マイナンバーが付されていない情報を送ってこられないよう、システムに制限をかける等すれば、比較的スムーズにいくのではないか。

#### ○ ふるさと納税について

- ふるさと納税によって地場産業業者に税金が回り、公的に使えるお金はむしろ減っているのではないか。
- 消費者は地方各地にいるが、税収という形では都市部のほうにより集中しているという税の偏在が、各地の地方公共団体をふるさと納税に駆り立てている原因の一つであるのならば、税の偏在の問題とセットでふるさと納税のあるべき姿を考える必要があるのではないか。

(以上)